

令和7年度

第3回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年6月26日（木）

佐々町農業委員会

令和7年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年6月26日（木）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室

3. 開 会 令和7年6月26日（木）午後1時30分

4. 出席委員 （18名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 （0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	坂口 隆英君	3	山下 夕見子君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(4) その他

① 7月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第3回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、實持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 改めまして、皆さんこんにちは。大変お仕事のお忙しい中にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年は6月8日に、例年より10日ほど早い梅雨入りとなりまして、この先、天気予報でもう梅雨明け宣言が出るんじゃないかと思っております。そうなれば最短での梅雨明けとなりまして、夏本番を迎えるわけですが、今年も高温傾向にあると予報されていますので、こまめに水分補給をされ、十分に気を付けて農作業をされてほしいと思います。本日も議事が上程されておりますので、スムーズに進行できますようご協力よろしくお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、2番、坂口委員、3番、山下委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、審議事項に入ります。

議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の1ページからお願い致します。議案第9号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。土地の所在地につきましては、佐々町平野免字平野原〇〇〇〇。登記地目、現況地目が畑、登記面積が167㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。申請の理由につきましては、売買による所有権移転との事です。

土地の場所についてなんですけど、10ページから地図を付けているんですけど11ページの航空写真の方をお願いします。あまり目印になるものが周りにないんですけど、こちら申請地の上のこの道を下に行くと、元あった〇〇〇〇商店というところにつながる道になるんですけど、この赤で囲っているところが申請地となります。12ページに現況写真を付けておりますのでご確認をお願いします。13ページに所有者参考図として付けているんですけど、こちらの〇〇〇〇のところが、元々行政書士の方が宅地造成等で相談に来られていたんですけど、こちらをそのまま宅地にするとこの〇〇〇〇の田が〇〇〇〇さんと言われるんですけど、今回の譲受人のお父さんになられるんですけど、〇〇〇〇さんの農地を宅地にしてしまうと入れないとのことで、分筆をして、〇〇〇〇ができてこちらを〇〇〇〇さんに譲り渡すとのことで申請が出ております。すみません、売買となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、それでは採決を行います。議案第9号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することといたします。

次に議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の15ページをお願い致します。議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分分となります。土地の所在につきましては佐々町小浦免字浜田〇〇〇〇と〇〇〇〇の2筆。登記地目が〇〇〇〇の方が畑、現況地目畑、〇〇〇〇の方が登記地目が田、現況地目が休耕地で面積がそれぞれ142㎡と122.2㎡、合計2筆で136.4㎡となります。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としましては、共同住宅1棟を建設されとの事です。先月保留にした分になります。土地の場所につきましては、21ページの方から地図を付けているんですけど、申請者の〇〇〇〇さんのご自宅の裏の農地となります。26ページから現況写真を付けておりますのでご確認をお願いします。33ページに被害防除計画書を付けているんですけど、こちら先月の分の変更前と変更後を付けております。被害防除計画書の②の（5）の協議内容のその他の理由で協議中となっていたところを協議済となっております。35ページ、36ページの土地利用計画図を確認いただきたいんですけど、35ページの変更前の方では雨水を町道の小さい側溝に集めるようになっていたんですけど、それ

が変更されて36ページの変更後の分で、横の〇〇〇〇さん達の用悪水路があるんですけどそちらに雨水を流すようになっております。土地利用計画図の青い矢印のところが雨水となっております。説明については以上になります。よろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。すみません、説明の補足をさせていただきます。申請自体、先月提出されたものなんですけど、ちょっと疑義があって、被害防除計画書の中身であったり、雨水排水とかの流れとかを変更していただいたものが今回の総会の方にあがってきております。変更になった部分でいけば36ページ、先ほど福田の方から説明があったんですけど、もともとの35ページの分でいけば、転用申請するところに降った雨を全て町道側の側溝に落とすっていう設計であって、側溝を経由して横の用悪水路の方に落ちていくという水を排水させるっていう計画であったんですけど、そうなった場合、大雨が降った場合に水が排水に負けてしまって、アパートの方の駐車場の方に水が溜まるようになるんじゃないかっていう恐れがあったので設計の方の担当者と話した結果、この変更の部分がその宅内に降った部分はその側溝に集めてまっすぐ用悪水路の方に排出させるというのがこの青表示の分で、結果としては個人の所有の用悪水路になっていますので、そこについては所有者の同意は取れている状態となっております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願いします。

9番（松本 隆治君） 9番。この件についてご説明したいと思っております。前回5月26日、当委員会で前回保留となりましたので、その時点からのご説明をしたいと思います。5月19日9時半より作永局長、書記の福田さん、井手委員、玉置最適化推進員と私と施工業者の方が3名の計8名で現地確認を立会を行わせていただきました。先ほど事務局の方からご説明があったように、結論から言いますと、場所的には大変水はけがよく、整地もほぼほぼされていて、盛土切土で場内をこう整地していくということで、外壁もコンクリートブロックで土留めも等もしっかりしていくということでした。ただ、事務局より説明があったように大雨が降った時に佐々町の用水路の方に水を流すということで、一極集中になるんじゃないかということで、整地される横の〇〇〇〇さん、それからすみません23ページを見ていただきたいんですけど、申請地の横に個人の用水路があるんですが、〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さんの同意を当時得てないということで、この同意を得て今回書類が出されたということになっております。事務局の方から説明があったように、そこまで大きな問題はないのかなというふうに思いますけれども、皆様の方でご審議のほどよろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございました。それではこの件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第10号に

について転用やむなしと思える方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしという事で県に進達いたします。

次に議案第11号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の41ページの方をお願い致します。議案第11号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について。知事処分となります。土地の所在地につきましては、佐々町羽須和免字大宮原〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が休耕で登記面積が808㎡で、申請人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的につきましては、集合住宅用地2棟を建設とのことで、44ページに計画変更承認ということで、令和7年1月14日付で許可申請があった分で、令和7年2月14日に知事の許可を得た分の変更申請とのことです。場所につきましては48ページの方から地図を付けているんですけど、場所としては〇〇〇〇集会所の裏の農地となります。51ページに現況写真を付けているんですけど、すみません、ちょっと見づらかったので、当日配布しているこちらの2枚付けている紙の1枚目の方をご確認をお願いします。54ページの被害防除計画書の方をお願いします。こちら変更前と変更後で付けているんですけど、変更になった分が、まず①の（1）申請地の造成計画の内容につきまして、変更前は現状のまま利用するとのことだったんですけど、変更後では切土を行い、最高0.55m、最低0.2m程行うとのことです。56ページ、57ページに土地利用計画図の変更前、変更後を付けさせていただいているんですけど、排水関係については特に変更はなく、雨水に関しましても宅地の脇に側溝があるのでそちらに流す。汚水の方も町道の側溝の方に流すとのことです。58ページの方をお願いします。こちらすみません、少し見づらいかなと思って、当日配布分の2枚目の方をお願いします。計画平面図の右側の部分になるんですけど、横に農地があるんですけど、そちらからの水の流れについて2個目の方で現状の流れとしましてはこちら黄色の矢印で書かれているところになるんですけど、これがそのまま民地宅内側溝に流れるようになっているんですが、計画の流れとして赤い矢印で書かれているような流れになります。宅地への侵入防止対策として行うとのことです。説明については以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第11号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。はい、挙手多数ですので、転用やむなしとのことで県に進達致します。

次に議案第12号、農用地利用集積等促進計画の承認について。事務局から説明をお願い

い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の63ページの方をお願いします。議案第12号、農用地利用集積等促進計画案の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求める。とのことで対象の契約の分が65ページと67ページに載せているんですけど、1番から8番までが基盤強化法で契約されていた分の更新の分となります。基盤強化法で契約が切れた分を中間管理機構で新規で更新する契約する分となります。9番から15番の分が元々〇〇〇〇さんが作られていた分が解約されて、また新たに〇〇〇〇さんの方で契約をされる分となります。16番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの分が中間管理機構の分で契約されていた分の更新で、17番〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの方が新規の契約となります。18、19も同じく新規の契約で、20番の方が〇〇〇〇さんが元々中間管理機構で契約されていたんですけど、そこに新たに〇〇〇〇さんと言う新規就農の方が借りるとのことで契約をされる分になります。すみません、6番の〇〇〇〇さんの住所の江迎の迎が間違っていました。すみません。20番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの分がすみません始期がR7、9月10日で終期もR7になっておりましたが、R17の9月9日の10年契約となります。こちら合計で登記面積の方が田が28筆で41778㎡。畑が11筆で20269㎡の合計62047㎡で、取扱面積で言いますと、田が39756㎡で畑が20269㎡の60025㎡の契約となります。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは採決を行います。議案第12号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。はい、挙手多数ですので承認することと致します。以上で日程3審議事項を終わります。

次に日程4、その他に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。（4）のその他についてなんですけど、7月の定例会の日程について、五役会の方が7月17日水曜日、13時半から、農業委員会の事務室で、総会の方が7月25日金曜日で13時から委員会室です。総会終了後に地区別農業委員会委員研修を予定しております。もしかしたら一ヶ月後にずれるかもしれないんですけど、すみませんよろしくお願いします。以上になります。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。すみません、私の方からその他になるんですけど、1件、佐世保の建築設計業者の方から相談があってるんですけど、その方が農業もしたいということで、すでに佐世保の方で農地を中間管理機構を通して借りて、今年の田植えはしたっていう事で、来年の作付け用という事で佐々町内の方にまとまった農地がありませんかみ

たいな相談がっております。1年後の話にはなってくるんですけど、事前に空いている農地の方がありませんか、という相談なんで情報提供とかをいただけたら、ちょっと事務局の方でも当たっている所はすでにありはするんですけど、結果割とまとまった形での農地を見つけないかと思ってるところで、地区がまたがったりしてしまうと、ため池の管理であったり、あとはゴム堰の管理とかが出てきたり忙しくなれるかもしれないので、新たに農業されるっていうところで、ある程度の効率性も考えて続けていけるようなかたちでの対応が取れないかなと考えているところです。今年が烏帽子岳の中腹ぐらいの農地を借りて今までと同じように苗を作って移植栽培っていうかたちで進めるけど、ゆくゆくは乾田直播っていうかたちでの米作りができないかっていうところも言われているところでございます。情報等がありましたら、うちが把握している分以外でも何かありましたら事務局の方まで連絡をお願いします。それともう1点なんですけど、去年が9月1日、2日に鹿児島県の湧水町の方に視察研修に行かせてもらって、今年をどうしますかというところのご意見がありました。一応先月も同じ話をさせてもらって事務局の方に連絡をついていうところで荒木さんの方から壱岐、対馬、五島とかはどうかっていうところの意見もあがってきております。

番（ 君） （ 聞き取り不能 ）

事務局長（作永 善則君） 先方にまた振ってみないとなんですけど、ある程度その今までが建築設計の事務所をされている方だったんですけど、もうどっちかと言えば農業の方にシフトしたいっていうところで、まとまった規模があったら、極端な話ですね耕作放棄地だったら全部借りたいみたいな形なんですけど、その実際に米作りの経験値っていうところはまだ浅い方だと思うので、それなりにこうバラバラで分散して作るよりもっていうところで、ある程度効率性を考えていかないと続きませんよ、っていう話をさせてもらっているところです。本当にその波に乗って農業の方にはまって頂けるのであれば、耕作放棄地全部みるよって言われる部分、お願いできるところもあるんじゃないかなとは思っています。

番（ 君） （ 聞き取り不能 ）

事務局長（作永 善則君） もうすでにまだ小規模ではあるんですけど、米を作るための一式の農機具はもう調達されているところです。ただ規模がでかくなると今持ってる分だけでは足りないということで、新たに購入とか必要になってくるんじゃないかなと思っています。

番（ 君） （ 聞き取り不能 ）

会長（寶持 雅祥君） 一旦休憩します。

(休 憩 午後 14 時 07 分)

(会議再開 午後 14 時 21 分)

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開致します。皆様の方から何かございませんでしょうか。

以上で日程が全て終了致しました。会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(閉 会 午後 14 時 22 分)

上記のとおり相違ありません

会 長 齋 持 雅 祥

会議録署名委員 坂 口 隆 榮

会議録署名委員 山 下 ヲ 見 子